

令和6年度  
文京区基本構想推進区民協議会  
基本政策2  
「健康で安心な生活基盤の整備」第2回

日時：令和6年10月22日（火）

18時27分～20時30分

場所：シビックセンター24階

区議会第1委員会室

文京区企画政策部企画課

## 第2回文京区基本構想推進区民協議会 会議録

「委員」	会 長	辻 琢 也
	委 員	柴 崎 清 恵
	委 員	白 土 正 介
	委 員	石 樵 さゆり
	委 員	因 幡 公 平
	委 員	武 長 信 亮
	委 員	吉 正 健太郎
	委 員	高 岡 正

「幹事」	企 画 政 策 部 長	新 名 幸 男
	福 祉 部 長	鈴 木 裕 佳
	保 健 衛 生 部 長	矢 内 真理子
	企 画 課 長	横 山 尚 人

「関係課長」	障 害 福 祉 課 長	永 尾 真 一
	生 活 福 祉 課 長	渡 部 雅 弘
	国 保 年 金 課 長	後 藤 容 子
	生 活 衛 生 課 長	中 島 一 浩
	健 康 推 進 課 長	田 口 弘 之
	予 防 対 策 課 長	小 島 絵 里
	保 健 対 策 担 当 課 長	金 谷 祐 二

○**社会長** 少し定刻前ですけれど、皆さんおそろいですので、本日の区民協議会を始めます。

本日は、基本政策2「健康で安心な生活基盤の整備」の2回目になります。

最初に、委員の出欠状況や配付資料等について、事務局から説明をお願いします。

○**横山企画課長** それでは、委員の出欠状況についてご報告いたします。

本日、委員の皆様には全員ご出席をいただいております。また幹事の出席につきましてご報告いたします。

協議会に出席いたします幹事については、審議に関係のある部長としてご報告いたします。

ご紹介いたします。

鈴木福祉部長でございます。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長、鈴木です。よろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** 矢内保健衛生部長でございます。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長の矢内でございます。よろしくお願いいたします。

○**横山企画課長** ありがとうございます。また、そのほか、関係する課長にも出席をいただいておりますが、ご紹介は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認でございます。

本日、使用いたします資料につきましては、以前からお使いいただいておりますが、「文の京」総合戦略の冊子、オレンジ色の冊子が1冊。

また、資料第5号としまして、「「文の京」総合戦略進行管理令和6年度戦略点検シート」という厚いものが一つ。

それから、資料第6号の「「文の京」総合戦略進行管理令和6年度行財政運営点検シート」という、少し薄めのものが1冊ございます。

また、当日配付しております資料としまして、本日、第2回目の次第と本日の座席表をお配りしております。

資料等がない方がいらっしゃいましたら、挙手にて、事務局までお知らせください。

よろしいでしょうか。

では、こちらからは以上でございます。

○**社会長** それでは、本日の審議に入ります。

本日は、前回の主要課題の審議、その続きを行います。

本日は、主要課題の22から29、それから、行財政運営、これについて審議を行います。

終了予定時刻は、前回と同じ、約午後8時半ということをご予定させていただいておりますので、説明される方につきましては、大体、主要課題は、今回、若干多いので、一つにつき3分程度ご説明いただくという計算になります。前回、非常に要領よく説明していただきましたので、基本的には前回と同様に、的確にご説明いただければと考えております。

それでは、これも前回と同じように、全体を二つに分けて進めます。

まずは主要課題22から25までについて、関係の部長から説明をお願いします。

説明を聞いていただく際には、皆さんには、資料第5号「令和6年度戦略点検シート主要課題」の該当ページをご覧ください。

それでは、関係の部長、よろしく願いいたします。

○鈴木福祉部長 それでは、福祉部長、鈴木よりご説明申し上げます。

資料第5号の75ページをお開きください。

資料75ページ、主要課題No. 22「障害者の自立に向けた地域生活支援の充実」です。

この課題につきましては、そちらの同じページに記載がありますように、事業者番号58の障害者（児）施設整備促進事業、また、91番の障害者基幹相談支援センターの運営、こちらは、障害者等の状況に応じた総合相談等を行うセンターになります。その次の、事業者番号92地域生活支援拠点運営事業、こちらは、居住支援の充実を図る拠点となる事業となります。また、次の76ページにお進みいただきまして、76ページ、93精神障害者の地域移行・地域定着事業を実施して取り組んでいるところです。

それでは、76ページの3、成果や課題について説明します。

初めに、「障害者のニーズに応じたサービス・施設の拡充」では、これまで施設開設にかかる整備費や改修費用補助を拡充してきました。グループホーム等のニーズが高いことから、これらの補助制度により、引き続き、民間事業者による計画的な施設整備を促進していく必要があります。

次に、「地域生活支援拠点の機能の拡充」では、地域生活支援拠点の5機能の整備に向け、その機能の一つである「緊急時の受入れ・対応」については、本年9月開設の区立放課後等デイサービス事業所と合わせ、来月になります、来月11月の開所をするために、今現在、関係機関と連携して検討を行っているところです。

次に、「精神障害者の地域における支援体制の構築・強化」では、地域の理解促進のため、専門会議において課題や議論を深めるべき内容について意見交換を実施しています。本年度は、区としてどのようなピアサポート活動の取組を推進するか、検討しております。た、引き続き、「心サポーター養成研修」を実施し、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識についての普及啓発を継続してまいります。

続きまして、77ページの4、今後の展開についてです。

引き続き、グループホームや生活介護施設の整備を促進するため、整備費等補助制度の周知を行い、活用が図られるよう進めていきます。また、地域生活支援拠点の5機能全ての整備を進めているところです。

「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係者をメンバーとする協議会や、テーマを絞った専門会議・実務者による会議を開催し、適切な支援が行えるよう体制構築を行ってまいります。

続きまして、78ページ、主要課題23「障害者の一般就労の定着・促進」についてです。

この課題につきましては、事業番号94障害者就労支援センター事業、95中小企業と障害者職業体験受入れ助成事業、96就労定着支援の推進により取組を行っております。

次の79ページ、3、成果や課題についてです。

初めに、「障害者の多様な就労機会の拡大」では、障害者手帳を持たない方、障害があることを企業に伝えずに就労を希望する方、短時間の労働や柔軟な勤務時間を希望する方などからの相談が増加傾向にあり、きめ細かな支援が求められています。また、登録者数は過去10年で最大となっている中、希望とのミスマッチも生じており、多様な就労を実現するため、超短時間雇用等柔軟な働き方の検討が必要となっています。

次に、「一般就労への移行・定着」では、法定雇用率の上昇に伴い、企業における障害者雇用意欲は高い一方で、ご本人に対する、生活面・医療面の支援、生活習慣や対人関係スキルの習得など、就労前の準備に時間がかかったり、就労定着支援事業所から障害者就労支援センターへの引継相談件数も増えており、関係機関とのより深い連携が必要となっています。

次のページにお進みください。

80ページ、4、今後の展開です。

障害特性に合わせた多様な働き方ができるよう、マッチングの向上を図るとともに、超短時間雇用の創出について研究していきます。円滑な就労移行、就労定着を進めるため、職場での必要な配慮や工夫について、相談場面、実習場面を活用しながら、引き続き、取り組みます。一般就労に伴う生活支援を、引き続き実施しながら、地域生活を送るために必要な生活、医療面の支援については、関係機関と連携し取り組みます。

次のページ、81ページにお進みください。

主要課題No. 24「障害者差別の解消と権利の擁護」です。

この課題につきましては、同じページにあります、97障害者差別解消推進事業、また、98心と情報のバリアフリー推進事業、こちらは地域住民の障害者等に対する理解を深める事業となっております。また、次のページ、82ページに記載があります、99障害者虐待防止事業、85民法に定めます成年後見制度についての利用支援事業です。これらを実施することにより、取組を進めております。

同じく、82ページの3番、成果や課題についてです。

初めに、「心・情報のバリアフリーの推進」では、本年3月、障害のある方への支援の具体例や災害時の支援などを新たに盛り込んだ「心のバリアフリーハンドブック」の第4改訂版を作成しました。引き続き、周知啓発を行い、理解促進の機会を設けていく必要があると考えています。また、手話言語条例・意思疎通条例を本年4月1日に施行しました。今後は、区民及び区内事業者に対して、手話や障害特性に応じた意思疎通手段の理解の促進及び普及を行ってまいります。

次に、「虐待防止のための取組と権利擁護の推進」では、障害者虐待においては、障害福祉サ

ービス等事業者へ出張研修を行い、現場職員の理解度の向上を図りました。また、区民及び事業者向け研修も行いました。今後も、引き続き、啓発活動を行っていきます。

権利擁護の推進においては、民法に定めています成年後見制度、こちらの利用促進を図る中核機関と呼ばれるものを社会福祉協議会に委託して設置しております。専門職による助言等の支援や関係機関との協力・連携強化を図る会議を運営しており、本年度からは、権利擁護の担い手の養成に向け、他自治体の取組等を参考にしながら検討しているところです。

次の83ページ、4、今後の展開についてです。

障害者差別の解消のため、合理的配慮に対する正しい知識の理解促進、心と情報のバリアフリーを推進するための啓発を行います。

また、本年4月に施行しました二つの条例、文京区手話言語条例と文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例に基づき、こちらの取組を進めてまいります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を図るとともに、広報・啓発活動を実施することで、障害者の権利擁護、虐待防止体制の強化を推進してまいります。

次の84ページにお進みください。

84ページには、主要課題No. 25「生活困窮者の自立支援」です。

この課題につきましては、事業番号100生活困窮者自立支援相談事業、また、101母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業を実施して取り組んでおります。

85ページにお進みください。次のページです。

3、成果や課題についてです。

「個々の状況に応じた包括的・継続的な支援」として、コロナ禍において様々な国施策が展開され、新たな相談者層や孤立・孤独問題の深刻化、支援ニーズの多様化が見られています。また、自立相談支援機関が認知され、関係機関と連携するケースが増えてきています。一方で、自立相談支援機関の業務がコロナ関連の多くの対応に追われた結果、従来の伴走型支援の実践経験がない支援者がいます。

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業については、事業周知を行った結果、相談支援の増加につながっています。

同じく、85ページの4、今後の展開です。

複合的な課題を含むケースへの対応や孤立・孤独問題の深刻化、支援ニーズの多様化等の課題については、来年度より実施される重層的支援体制整備事業、こちらは社会福祉法に定める新しい事業になります。こちらと自立相談支援事業の連携が図れるよう、体制整備を進めていくことが必要となっています。また、適切な相談支援を実施するため、支援員の資質向上と都の制度の活用を図っていきます。

ひとり親家庭の相談支援については、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた自立に向けた支援をしてまいります。

私からの説明は、以上です。

○**社会長** それでは、ただいまご説明がありました主要課題22から25までにつきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見をお願いします。

やり方としましては、前回と同じ、挙手の上、発言の前にお名前を言っていただき、お手元のマイクのスイッチをオンにしてご発言ください。発言後はマイクのスイッチをオフにしてください。

それでは、いかがでしょうか。

それでは、石樵委員、お願いします。

○**石樵委員** 社会福祉協議会の石樵でございます。ご説明ありがとうございます。

私からは、主要課題24の障害者差別の解消と権利の擁護についてお伺いしたいと思います。

この心と情報のバリアフリー推進事業についてお伺いいたします。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画がありまして、そこには地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援の二つの柱が示されています。

一つは権利侵害の回復支援であり、もう一つは意思決定支援というものが示されています。

社協でも、権利擁護センターにて、今年度より権利擁護入門講座というものを開催しまして、意思決定支援をテーマにして、権利擁護への担い手となる方を地域に創出する、そのような取組を始めてまいります。

意思決定支援とは、個人の権利擁護のまさしく一義的な支援だと私どもは理解しておりますが、そのためにとても必要となるのが、障害ですとか、人権についての市民の理解であり。これがなくてはここをやはり押し進めることが難しいと、日頃、とても感じているところです。

改めて、心と情報のバリアフリー推進事業ですけれども、障害者の権利擁護においても非常に重要な事業と思いますが、この事業については、次年度、レベルアップの方向が示されておりますけれども、いま一度、具体的な内容について教えていただければと思います。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**永尾障害福祉課長** 障害福祉課長の永尾と申します。

今、ご質問いただきました心のバリアフリー推進事業のレベルアップになるのですけれども、この4月1日に障害者の差別解消法が改正されて、改正自体はもう令和3年度にされていたのですけれども、改正障害者差別解消法が施行されて、民間事業者についても合理的な配慮が義務化をされたというところがございます。

また、本区におきましても、手話言語条例と障害者の意思疎通促進条例を、令和6年、今年度4月1日に施行したところになります。

こうした法ですとか、区の条例の制定の動きを含めて、やはりこちらの差別解消の推進というところを進めていくような形になります。

具体的な部分につきましては、本年度の補正予算で、いわゆるコミュニケーションを円滑に推

進していくための液晶ディスプレイ、聴覚障害のある方ですとか、難聴の方とのコミュニケーションをするための液晶ディスプレイを2台、区で導入するという形になっております。

また、来年度予算は現在編成中でございますので、まだ詳細の部分はお伝えができないのですが、いわゆるこうした条例制定の取組を踏まえた施策のほうを来年度についても実施していきたいというところで、レベルアップというような形にしております。

**○石樵委員** ありがとうございます。社協で中核機関の事業として権利擁護の連携協議会という会議体を設けておまして、そこで地域のいろんな関係者の間で権利擁護の充実を図る取組をいろいろしています。

それと、障害者に関するこの権利擁護の取組を一体で進めてまいりたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

**○辻会長** その他、いかがでしょうか。

高岡委員、お願いします。

**○高岡委員** ご説明ありがとうございます。高岡です。

心のバリアフリーというのと、心のサポーターというのが出てきました。

心のサポーターのほうは、どうもメンタル関係のことを示しているようで、心と情報バリアフリーというほうは、配慮ですとか、区民の理解を得るといふほうの心で、同じ心なんですけど、内容はちょっと違うねということ、今、感じていました。

今、永尾課長からお話のあった手話言語条例と意思疎通促進条例、これは実は名前がちゃんと情報の取得と利用及び意思疎通促進なので、情報の取得と利用ということが大事なんですね。

何でそれが大事かという、この二つの条例は障害福祉だけに限らない、つまり意思疎通促進条例というのは全ての区民を対象にしたものですから、ご高齢で耳が遠くなったり、目が見えにくくなった方も対象ですし、いろんな障害をお持ちの方、例えば手の自由が利かない方が本のページをめくれない、これは情報の障害になるんですね。そういった理解を区民の皆さんにも啓発していただくのですが、文京区の各行政にも徹底してもらいたいというのがあります。

ですから、今の図書館の問題でいえば、今、ちょうど小石川図書館と竹早公園の一体的整備とか、いつも図書館の整備問題が行われていて、バリアフリーの対策をしなくてはいけないということが言われていますが、それは単純にエレベーターをつけるとかというだけでなく、情報とか、図書そのものに接する、アクセスするということが困難な方々への配慮も含めないといけないですね。

そういうことでは、文京区のどこですかね、図書館は。文京教育委員会ですかね、どこかそういう生涯教育みたいのところとかが関係あるでしょうし、今回のテーマの中には出てこないのですが、文京区にはバリアフリー基本構造推進協議会というのがあって、文京区の全体の施設ですか、建物ですとか、交通機関とかのバリアフリーを推進するというところで、令和4年ぐらいから始まって令和7年に終わる計画があるのですが、それを調べたら、ずっと後ろのほうでした

ね。

128ページの主要課題41というところで、部会としては4番目のところになってしまおうのですけども、そうしたバリアフリーの検討の中にも、情報のバリアフリーというのをちゃんと検討してもらいたいです。

今、車椅子の方ですとか、視覚障害者の方に対するバリアフリーは、法律とか、条例とか、いろんな企画があつて、どんどん進んでいるのですけれども、聞こえない方、聞こえにくい方、目が見えない、見えにくい方に対する配慮は、そういった法律とか、規則がほとんどないので進まないのです。

進んでいるところは、東京オリンピックが行われた新国立競技場、それから、羽田空港、成田空港などが整備がだんだん進んでいまして、例えば、トイレの中で、緊急時のお知らせがあると、個室ごとにフラッシュランプがつくようになっているのですね。聞こえない人が中にいたら、緊急放送があつても分からないので、ランプが一つずつ個室についているとか、エレベーターが透明になっていて、聴覚障害者用の非常ボタンが別にある。

聴覚障害者用の非常ボタンはずっと押し続けると、係員が来るとか、パネルがあるものに顔が出るとかというような設備があるのですね。そういったものが、文京区のバリアフリー構想の中にまだ反映されていないのですね。

なので、二つの条例は、文京区全体の各課で、こういう条例ができて、その中身をどう反映させるかというのは重要なことなのですね。

この前、検討したときに、認知症の方の検査が5年ごとに受けられるというのがありました。これは聴覚障害者の高齢者は受けていないのです。

なぜかという、お知らせが文章なのですね。文章なので、この認知症の検査という意味が分からない。ちゃんと手話で説明してもらえないと分からないので、かなりご高齢の人も、60歳、65歳、70歳、75歳と過ぎた方が1回も受けてないということが起きているんですね。

ですから、文京区の様々な情報とか、お知らせとかが、文字であつたり、手話であつたり、点字であつたり、いろんな形でアクセスできるように整備していくのだということを、この戦略点検シートの中に隅々まで反映させていただきたいと思っています。

以上です。

○**社会長** 事務局、いかがでしょうか。

○**永尾障害福祉課長** 障害福祉課長の永尾です。今、高岡委員のほうからお話がありましたとおり、この4月に二つの条例を区として施行しております。

特に意思疎通促進条例については、今、委員からお話のありましたとおり、障害のある方は、可能な限り、それぞれの特性に応じた情報の取得等ができるようにならなければならないという部分ですとか、障害がない人が取得する情報と同一の内容を同一の時点で取得しなければならないというところを基本理念で明記しているところになります。

こちらにつきましては、手話言語条例も含めて、今年度に入ってから、区の全庁的な部署に関わるものになりますので、障害福祉課から、この条例の趣旨はご説明をしているところになります。

また、引き続き、機会を捉えまして、そういった趣旨を全庁的に浸透できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高岡委員 ありがとうございます。

○社会長 いいですか。その他はよろしいですか。

それでは、吉正委員。

○吉正委員 吉正です。主要課題23番の、79ページにある社会の変化の話について、ご質問をさせていただきます。

まず、一般論としての私の理解として、障害者雇用促進法ですね、当然、企業なので従わなければいけないものという理解でありつつも、中小企業になればなるほど、やはりそういうことに対してスペシャリストがいなかったりだとか、あとは法改正とかがあったときの負担とかが大きかったりとか、あと、やらなきゃいけないけど気づいていなかったとか、そういったことがいろいろ起こり得るのかなというのが、中小企業のほうが大きいのかなと思っています。

よく言う101人の壁で、101人になったらいろいろやらなきゃいけないことが増えているけども、なかなかそこに対してまで知見がなくて、対応が後手に回っているとか、そういうこともあるのかなと。

ここからご質問なのですが、そういうような状況下においては、できれば文京区として、そういう企業をちゃんと補足して、そこに合った適切なサポートということを進めることによって、いろいろな部分で改善される場所があるのかなというふうに考えているところで、具体的にそういう補足が文京区のほうでできて、そこに応じた何か施策というのを考えられているのかというところが、この中で読み取れなかったので、ご質問をさせていただければなと思っています。

○社会長 事務局、お願いします。

○永尾障害福祉課長 障害福祉課長の永尾です。実際、就労支援につきましては、文京区の場合は、障害者就労支援センターで中心になって実施しているところになるのですが、就労支援センターで、企業の担当者向けの研修会、講演会というのを、年間、複数回実施しておりますので、そういった機会の中で、今、委員からご懸念いただいた部分については、しっかりと制度の趣旨ですとか、社会の動きというところを説明して、理解を得て、法の趣旨にのっとった対応を進めていただけるように取り組んでいるところでございます。

○吉正委員 ありがとうございます。恐らく、その会があることに中小企業のそういう一番聞かなきゃいけない該当者にどうリーチするのかというところを工夫いただけると、よりその実効性が上がるのじゃないかなという期待もあって、そこもぜひ検討いただけるといいかなというふ

うに思っています。

私からは、以上です。

○**社会長** 事務局のほう、追加で、はい。

○**永尾障害福祉課長** ご意見、ありがとうございます。

さらにいろんな企業にそういった趣旨を浸透させていくという部分については、区も含めて、どのような取組が可能なのか、工夫が可能なのかというところは考えていきたいというふうに思っております。

○**社会長** それでは、因幡委員、お願いします。

○**因幡委員** 公募の因幡と申します。私も、同じく23番の障害者の一般就労の定着促進、78ページのことについて伺いたい点が幾つかありまして、障害者の就業自体は雇用促進法で相当改善はされてきているとは理解しているのですが、ただ、身体障害者の方に比べて、知的障害のある方については、そもそも雇用に適するかどうかという判定が必要だったりとか、就ける仕事に限られているとか、あと、仕事に就いた後の社会生活を指導する面で、ある程度、特別な配慮が必要というふうな諸事情があつて、なかなか知的ですとか、精神障害の方というのが仕事に就けていないというふうな実態があるというふうに理解しておるのですが、ここで事業実績として挙げられている中に、知的障害の方というのがどれぐらい含まれているのかと。あとは、同じく精神障害者についても同様で、どれぐらい含まれているのかと。

この中で、なかなかそういった方々に対応し切れていないというときに、何か別の手だてというものを講じる用意があるのかどうかというのを伺いたいと思いました。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**永尾障害福祉課長** 障害福祉課長の永尾と申します。昨年度の障害のある方の就労支援センターに登録をしている方で、実就労されている方なのですけれども、全体で394人というような人数になっております。

その内訳としまして、知的障害の方が126人、精神障害の方が203人、身体障害の方が50人、発達障害の方が11人で、障害の種別が判明してない方が4人というところで、394人という形になっております。

実際、特に障害の種別にかかわらずということにはなってくるのですが、やはりそれぞれ、お一人お一人がご自分でどのような仕事に就きたいのかということ、やはり相談支援の中でしっかりご本人のご希望のほうを確認していくと。

また、就労した際に、どういったような配慮が必要なのかということも含めて、しっかり確認をした上で、就労を目標にしていくということになります。

実際、就労した後も、今、委員のほうからお話がありましたように、やはり企業側でのいろんな配慮、環境も含めてになりますけれども、就労自体が最終的な目標ではなくて、働き続けられるということが重要になってきますので、そういう企業側のいわゆる配慮の部分というところ

も含めて、就労支援センターが間に入って、しっかり調整していくというところが、今後、ますます重要になってくるものというふうに考えております。

○**因幡委員** ありがとうございます。それで、平成15年ぐらいに、国のほうで障害者の就労支援の調査をしたときに、割と離職率が高いという結果が出ていたのを記憶しているのですね。

もう1年以内で半分以上の方が辞めてしまうというふうな状況があったと思ひまして、それで、文京区のほうで、そういった就職の後押しをした知的障害者、精神障害者の方々の離職後のフォローアップというのとは何かやっておられるのでしょうか。それを伺いたいです。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**永尾障害福祉課長** 先ほど障害者の雇用促進法の部分で、障害者雇用率が、今、引き上げられているという部分で、企業側やはり、今までに比べて、採用意欲というのがかなり高まっている状況にはなります。ですので、就労するという点に関して言うと、以前よりも比較的就労しやすいような環境になってきているのかなというふうに思っています。

ただ、せっかく就労しても、そこがミスマッチに終わってしまいますと、やはりなかなか継続して長い期間就労し続けるのが難しいということになりますので、まずはその部分をしっかりマッチングができるようにしていくと。

ただ、残念ながら、途中で離職のほうをされてしまった方につきましては、今後、ご本人がどういう生活をされたいのかというところをきちんと相談支援の中で確認して、また、就労に再チャレンジしたいというところであれば、どういう仕事に、どのような配慮の中で就労されたいのかというところを再度確認した上で、就労に向けて再チャレンジをしていくと。

ただ、その中で、離職してしまった企業の離職の原因が何だったのかというところもしっかり把握をした上で、再度、就労を希望する方は就労に向けてチャレンジしていくというところが必要になりますので、その辺りの分析というのは、ご本人も含めてしっかりやった上で、再度、就労に向けて進めていくというところが重要なのかなというふうに考えております。

○**因幡委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

柴崎委員から。

○**柴崎委員** 82ページの一番下の権利擁護の推進のところ、「6年度からの権利擁護の担い手の養成に向けて」というふうにあるのですが、具体的には、担い手の養成はどのようにされるのか、どういう人を対象にされるのか、その辺を教えていただければと思います。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**鈴木福祉部長** 委員長、福祉部長です。

申し訳ございません。さっき石樵委員がお話しされていたときに、「中核機関」のほうで次の担い手の育成に向けて検討というのが出ていたものですから、委員に頼って申し訳ないのですが、石樵委員からよろしいでしょうか。

○**社会長** お願いします。

○**石樵委員** 社会福祉協議会の石樵でございます。この権利擁護の担い手養成については、「中核機関」の主な役割というのが、地域に権利擁護支援のネットワークを作っていく、体制をつくっていくということを大きな目的としています。その中の取組として、例えば民生委員の皆様ですとか、例えばいろんな互助の支援の事業に関わってくださっている地域の方々ですとか、そういう方々をイメージして、権利擁護に関する入門講座を、今年度、開いていきます。

内容としては、意思決定支援をテーマにしまして、グループワークなどを通して、体験的に、意思決定支援とは何か、権利擁護とは何かということを理解していただくような内容で開催する予定です。

多くの方が、これを次々と受講していただくことで、地域の中に権利擁護を理解して、それぞれの方の権利をしっかりと見守る、そのような体制づくりを行ってまいります。

○**社会長** ありがとうございます。

その他、今度は、武長委員、お願いします。

○**武長委員** 2点ほどです。

1点目は、76ページの93番の事業です。

精神障害者の地域移行・地域定着事業ということで、②番のところで、措置入院者の退院後支援計画の策定率のほうが上がっているのですが、医療保護入院の方の退院についても、何かKPIとかがあれば教えていただきたいです。

というのも、何か、措置入院より、ある意味、別のハードルが医療保護入院は結構あるなというのを実務的に思っていて、それはご家族等が絡むからなのですが、最近、改正もあって、医療機関とかもいろいろ変わったところですが、医療保護入院の対応で、何か、表明できるものがあれば教えていただきたいです。

○**社会長** 事務局、いかがでしょうか。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長からお答えいたします。

医療保護入院についても、やはり退院後のご家族との関係、あるいは継続的な受診については、非常に退院後の対応については重要な課題だというふうに認識しております。

特に事業という形では実施していませんけれども、精神障害をお持ちの方については、保健サービスセンターの地域担当の保健師を中心に、入院中のご家族との連絡、あるいは退院後のご本人の治療継続について相談や支援を行っているところです。

○**武長委員** ありがとうございます。

あと、もう1点なのですが、さっき因幡委員とかがおっしゃっていた、80ページのところ。

障害者の特性に合わせた多様な働き方ができるようにということで、障害者雇用の話をずっとされていて、障害者雇用について、障害者の就労支援センターとかがあって対応しているというお話は分かるのですが、何か周りを見ると、精神障害、多分、疾患を抱えているのだけれど、

スティグマ感があって、障害であると認めないというか、手帳とかも取らないし、受給証も取らないよみたいな方が結構いて、隠しているというか、隠して一般就労しようとするみたいな方がいて、ハローワークとかに行って、多分、相談して就職先を探すのだけれど、結局、うまくいかなくて、何かトラブルとかを起こしたり、すぐ辞めてしまって、うわ一つとなってしまうみたいな方が結構いらっしゃるのですが、そういう方、いわゆる障害者雇用の枠になかなか載らないような方とかに関して、例えば区の中でどこに相談すればいいのかなとか、あとは区のほうで何かそういう方にできることがないのかなみたいなことを、もしご検討されていたら教えていただけたら、今後、情報提供をいろんなところでできるかなと思って、ご質問をさせていただきます。

○**社会長** 事務局、いかがでしょうか。

お願いします。

○**永尾障害福祉課長** 手帳を持っていない方というところになってくると思うのですが、ただ、令和6年の障害者総合支援法の法改正の中で、いわゆる何かしらの精神的な部分について、支援の必要な方も支援対象に含めるというような趣旨の法改正がされておりますので、まずはそういった、何かしら精神的な部分で相談が必要な方は、区のほうにご相談をいただくというところが必要になってくるのかなというふうには思っております。

ご相談を受けた中で、どういった部分が、ご本人にまさしく支援が必要なのかというところは、ご相談の中でご本人の話をしっかり聞いた上で、その上で必要な関係機関につないでいくというようなところが流れになるのかなというふうに考えております。

○**武長委員** ありがとうございます。

そうすると、相談というのは、その場合、どちらの窓口によればいいのですか。

○**永尾障害福祉課長** 基本的に、身体、知的の手帳を持っている方は障害福祉課という形になるのですが、精神障害者保健福祉手帳は持っていないけれども、何かしら精神的な部分で支援が必要だということになりますと、一旦は保健衛生部のほうにご相談をしていただくというような形にはなります。

○**武長委員** 保健衛生部の相談の窓口があるのですか、そういう方の。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長からお答えさせていただきます。

先ほどもご説明したとおり、地域担当ということでは、保健サービスセンターにそれぞれの地区の担当の保健師がおりますので、精神障害の方のご相談について承っております。

また、医療の継続であったり、あるいは通院医療費の助成等については予防対策課が所管でございますので、そちらのほうで様々なご相談にあずかっているところです。

○**武長委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**社会長** その他、いかがでしょう。

まず、白土委員、何かありますか。

○白土委員 何もないです。

○社会長 それでは、高岡委員、お願いします。

○高岡委員 23番ですから、78ページなのですが、障害者の一般就労の定着・促進というところで、障害者の特性に応じてきめ細かな支援をするということなので、聞こえない人、聞こえにくい人、手帳を持っていない人とか、そういう方の就労支援については、どのぐらいの方がこの中に入っているのでしょうか。

それは東京都聴覚障害者総合支援機構という団体の中に、聴覚障害者自立支援センターというのがありまして、そこで聴覚障害者の就労支援を事業として実施しています。

いろいろな障害を受け入れにくいという方、手話ができない方、あるいは手話だけでコミュニケーションする方について、ワークショップをやったり、ジョブコーチを企業に派遣したり、様々な事業の経験がありますので、文京区の就労支援センターと連携するというか、関係各所にもこういうセンターがあるので、専門的な支援が受けられるというご紹介をぜひお願いしたいと思えます。聴覚障害者の相談というか、活動の実績とかはどのぐらいあるのでしょうか。

○社会長 事務局、お願いします。

○永尾障害福祉課長 聴覚障害の方ですと、障害の種別としましては、身体障害の方に該当するような形になるのですが、聴覚障害の方だけを切り出してという数字を持ち合わせていないものにはなってしまうのですが、就労支援センターへの登録者の人数という部分につきましては、令和5年度は全体で797人というところになるのですが、そのうち、身体障害の方は107人という形になっております。

この107人のうちに聴覚障害の方、あるいは聞こえにくい方が何人というふうなところは、申し訳ございません。今、数字のほうを持ち合わせていないという状況でございます。

○社会長 高岡委員、お願いします。

○高岡委員 あまり多くなさそうな感じなので、ぜひ、そういう専門的な支援をしている機関のご紹介とか、ご案内をぜひお願いしたいと思います。

○社会長 事務局、いかがですか。

○永尾障害福祉課長 ありがとうございます。当然、就労支援を行っていく際には、就労支援センターだけで進められるものでもありませんので、当然、それぞれご本人の状況、あるいは、その障害特性に応じて、必要な関係機関と連携をして、就労支援のほうは進めていきたいというふうに考えております。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

まだ、若干、時間に余裕がありますので、どうぞ。

武長委員、お願いします。

○武長委員 先ほどの83ページのところでもいいかな。

権利擁護の担い手を育成する取組ということで、4のところに書かれていて、さっき石樵委員

に答えていただいたところも別のページにあったと思いますが、権利擁護の担い手を育成する取組の中で、ずっと、結構、前の会議とかでも言った気がするのですが、市民後見人の養成というところが、多分、新宿とかも養成講座とかを今年やっているみたいですし、結構、他自治体でも養成が入ったりしているのですが、文京区はその辺りの取組はどうなっていますか。

○**社会長** お願いします。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長です。まだ市民後見人のほうが、どちらかといいますと、まだ入り口といったら何なのですけども、成年後見を理解してもらおう、促進してもらおうというところで進んでるところは大きいです。

あと、やはり結構、職業として成年後見をやっている方のニーズが多かったりもしまして、簡単なことだと社協のほうで地域権利擁護事業でもやっていますので、そのぐらいのフォローであればできたりというところもあって、ちょうどそのはざまの、こういったターゲット層に対して市民後見人がアクセスしていくべきかというところもあって、申し訳ございませんが、先に市民後見人の人をとにかく養成してしまっというスタンスでは、まだ取り組んではないのですね。

まず区の中でどういうニーズがあって、今まで進んできている成年後見、区长申立てもやっていますし、いろんな専門職の後見人の方にもついでいただいていますし、それと別には、もうその前から社協で発展してきた地域権利擁護事業のほうもやっていますので、そこは、申し訳ございません。まだ遅々としてという印象を持たれるかもしれませんが、そのニーズというところでは、今すぐ養成というところをどう考えていくかというところがまだ決断には至ってないというところですよ。申し訳ございません。

○**武長委員** ありがとうございます。そうすると、どういう方に市民後見人がマッチするかというところがまだ煮詰まっていないので事業化できていないと、こういう理解ですかね。

○**鈴木福祉部長** はい。それだけではないですけども、広く裾野を広げてというところも、先ほどありましたように、まずは、地域の中でもやはり支えるという、市民後見ということになりますと、かなり責任も重くなってきますし、それよりはもっと、まずはみんなで、地域で支えるという雰囲気づくりですね、地域づくりを進めた上の先に生まれてくると思っていますので、慌てて市民後見ということを出して進むという方式ではないかなというところで、今、考えているところです。

○**武長委員** ありがとうございます。僕は東大の市民後見人養成講座、東大の中でやっているやつに出ていたのですが、結構、ご年齢も割と中年以降の方も多くて、それで割と受講した方が全員後見人をやるわけではない感じなのですよね。

勉強して、それこそ、さっき言った権利擁護の担い手になるような知識をあそこで学ぶみたいなところにスタンスがある方が多くて。後見人の理解、先ほど部長がおっしゃったみたいなの、どんどん進めていくのだと、利用に関する理解とかを進めていって、そういうところから入っているという話だったのですが、その一助にも実はなるのじゃないかなと思って、鶏が先か

的なところはあるのですが、それは分かるのですが、何か市民後見人の養成、厚労省のほうでも置いていることですし、やってみてもいいかなと。そろそろ何かしら糸口があってもいいのかなというふうに個人的にはずっと期待しているので、でも、そのニーズの分析とかが終わったら、検討いただけたらありがたいです。

○**社会長** 石樵委員から、何かありますか、この件に関して。

○**石樵委員** 社協の石樵です。市民後見人の養成について、今、鈴木福祉部長からお話があったように、国モデルとして市民後見人の養成というものが示されているのですが、やはりいろいろな地域、地方や、例えば都心部等のいろいろな地域事情の中で最も効果的な市民後見人の制度を考えていきたいと、今、検討を内々では考えているのですが、やっぱり大きなテーマとしては、部長がおっしゃったように、文京区は都心部ですので、非常に専門職が多い。専門職というブランド、貴重な資源とどのように連携していくか、どのように役割を取り合っていくか、そのようなことを、大きな枠組みを今少しずつ考え始めているところです。

今、まずは権利擁護の入門講座から始めておりますので、今後、もう少し枠を少しずつ詰めながら、市民後見人の養成について考えていきたいと思っています。

以上です。

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、以上といたしまして、次に、主要課題の26から29ですね。残りの部分と、それから行財政運営についての審議に入ります。

26から29につきましては、引き続き、今、使用していただきました資料第5号ですね。

それから、行財政運営につきましては、資料の第6号になります。

行財政運営点検シート、これをご覧ください。

それでは、関係の部長から説明をお願いします。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長の矢内でございます。

私から、戦略点検シートの主要課題26から29までをご説明いたします。

まず、86ページ、主要課題26「区民の主体的な健康づくり」です。

高齢化が進む中で、区民が健康を保ち、かつ増進して、自分らしく地域で暮らし続けるためには、健康寿命を保つことがとても重要です。

区は、健康増進に向けた生活習慣の改善促進と主体的な健康管理、健康への影響が多い喫煙による健康被害の防止を目指して事業を進めています。

主な事業は、1に記載しています。

88ページの3、成果や課題をご覧ください。

区は、健診を継続的に受診することで得られるデータを活用して、区民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりとして、情報提供や健診データの活用の促進、また、糖尿病の重症化予防に取り組んでいます。

喫煙については、喫煙と受動喫煙の健康影響についての普及・啓発、たばこをやめたいと考えている方への支援に取り組んでいます。

4の今後の展開については、課題である健診受診率の向上、事後措置としての特定保健指導の実施率向上への取組をさらに進めるとともに、健診データを活用するなど、主体的かつ継続的な健康づくりへの支援や、糖尿病重症化予防等の対策をさらに進めてまいります。

次に、90ページ、主要課題27「がん対策の推進」です。

区民の死亡原因の第一位であるがんについては、がんについての正しい知識を持ち、がん予防に取り組むことができるよう周知啓発を行うこと、死亡率減少効果が明らかな五つのがん検診について、受診率向上とその精度管理を進めることはとても重要です。また、がん患者の地域生活に向けた支援を充実させることは課題であり、これらの実現に向けて事業を進めているところで

す。

今後の展開については、4に記載のとおり、がん検診は精度の高い検診の受診率を向上させるだけではなく、要精密となった方が医療機関で精密検査を受けていただき、診断に至るまでの一連の流れが課題であり、受診率向上等に向けた効果的な方法に取り組み、今後、事業を進めてまいります。

また、がんを予防するための生活習慣や感染症対策についての知識の普及・啓発や、がんについての区民の理解を深めるための普及・啓発や、また、小・中学校でのがん教育を進めてまいります。

また、がん患者の支援についても充実を図ってまいります。

次に、93ページ。主要課題28「新興・再興感染症対策の推進」です。

令和2年、2020年から、新型コロナウイルス感染症のパンデミックについては、区民の皆様のご理解とご協力の中、対策を進めてまいりました。

2にございますように、区は医療体制や検査体制の確保、患者の療養支援等について、国や都、医療機関、医師会と連携して進めてきた経験を基盤として、令和5年、2023年に感染症予防計画を策定いたしました。

3にお示したように、保健所体制の整備、感染症対策におけるデジタルトランスフォーメーション、医療機関との連携等の健康危機管理体制の整備が大きな課題であり、感染症の予防対策、拡大防止対策を充実することも重要です。

予防のために、感染症に関する正しい知識や感染症の発生動向についての区民への迅速かつ正確な情報提供と予防接種の接種率向上、人材の育成やシステム活用による情報管理、訓練などでの感染症対応力の向上が大きな課題となっています。

今後の展開についてです。新興感染症については、新型インフルエンザやエムポックスなど、様々な新興感染症が現在も見られております。また、結核や梅毒などの再興感染症も注目されているところでございまして、これらの感染症に的確に対応し、また、新たな感染症の発生、パン

デミックに備えて、関係機関との連携体制を進化させるとともに、訓練の実施や必要な物品の確保等を含め、感染症対応力の向上に努めてまいります。

また、感染症の予防として重要な予防接種については、定期接種の確実な実施と接種率の向上、任意接種の費用助成等を通じて接種率の向上を図ってまいります。

最後に、95ページ、主要課題29「総合的な自殺対策の推進」です。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、自殺対策計画を2023年、令和5年に改定し、対策を進めているところです。

主な事業は、自殺予防、自殺対策についての普及・啓発、身近な場所で悩みに気づき、自殺を予防する対応を取っていただけるゲートキーパーなどの人材の育成、心の健康づくりの重要性や自殺対策への理解を深める普及・啓発、また、ICTを活用した相談体制の充実等により、自殺対策事業を総合的に展開しているところです。

3、4にお示した課題や今後の展開については、区の自殺率は23区では低い水準にありますが、これを保ち、さらに低下させることを目標に、自殺対策の啓発や人材育成をさらに広げること、関係機関や地域のネットワークを強化して、社会全体で自殺を予防する体制をつくっていくことが課題となっております。

今後も、これらの事業をさらに充実し、国家的な自殺対策を推進してまいります。

ご説明は以上でございます。

**○横山企画課長** では、続きまして、行財政運営についてご説明をいたします。

資料第6号をお手元にご用意ください。私、企画課長の横山からご説明させていただきます。

では、資料、1ページをおめくりいただきまして、2ページ目のほうをご覧ください。

行財政運営につきましては、こちらはすぐに解決できたり、結果が出るものではなく、中長期的な課題として、その時々々の社会情勢等を踏まえまして考えていくものとなっております、この計画期間においては、四つの視点から取り組むべき内容を示しております。

表にございますが、上からご紹介します。

まず視点の一つ目は、「区民サービスの更なる向上」というものです。

こちらは、行政サービスが、将来にわたりまして、継続的かつ安定的に提供できるように、ICTの活用や多様な主体との協働などについての取組を示している項目でございます。

続きまして、視点の二つ目、「多様な行政需要に対応する施設の整備」という項目になります。

こちらは、多様なニーズの変化に柔軟に対応するための公共施設の整備の在り方や、国有地等の活用に向けた検討状況などを記載しているところでございます。

続いて、視点の三つ目、「財政の健全性の維持」です。

こちらにつきましては、財政運営に関する側面を記載しておりまして、例えばふるさと納税の活用の状況などについての記載がございます。

最後の視点の四つ目、「質の高い区民サービスを支える組織体制の構築」。

こちらにつきましては、職員のワーク・ライフ・バランスの推進と併せまして、業務効率を向上させることで、長時間労働の改善を図るなど、質の高い行政サービスの創出につなげる取組を示してございます。

では、幾つか、例示的になりますが、内容についてご説明いたします。

まず、4ページ目をご覧ください。

先ほどお話しいたしました視点の一つ目、「区民サービスの更なる向上」の中で、2番目に記載しました、最新技術の積極的な導入と行政手続のデジタル化の推進という項目です。

こちらについては、デジタルの活用ということで、例えばマイナンバーカードの活用や「書かない窓口」「行かない窓口」といったものの取組状況、また、キャッシュレス決済の拡充などについて触れているところでございます。

こちらは、表を見ていただきますと、下段が右側と左側に表が分かれてございますが、こちらの左側がこれまでの取組状況を示しておりまして、右側が来年度以降の方向性を示した内容となっております。

では、次のところをご紹介しますので、11ページをご覧ください。

続きまして、視点の2番目、多様な行政需要に対応する施設の整備というところでございます。

こちらについては、公共施設についての活用の方向性について、様々に検討しているような状況を示してございます。

例えば11ページの真ん中辺りでございますが、区有施設のところでは、湯島総合センターにつきましては、現在、建て替えについての検討を進めているところでございますが、今後の方向性として、地域の声等を聞きながら、導入の施設や整備手法について検討を行っていくこととしてございます。

また、13ページをおめくりください。

13ページ、上のところの「国・都有地等」というところに、「本駒込二丁目国有地」という項目がございます。こちらにつきましては、昨年、国に対し、行政需要として、高齢者や障害者、また、児童福祉等の施設の整備について取得要望を提出しました。こちらに対して、国の審査を経まして、処分の相手方に決まったところになります。なので、こちらについては、今後、具体的な内容について検討を進めるということとして記載がございます。

最後に、19ページをご覧ください。

視点の3番目、財政の健全性の維持という項目ですが、こちらのうち、(4) 税外収入の確保・活用というところになります。

こちらについては、ふるさと納税等について触れているところでございます。ふるさと納税につきましては、寄附する方が自らの意思で寄附金の使い道を選択することができるものということで、本区といたしましても、子ども宅食プロジェクトや文京共創フィールドプロジェクト、通称「B+」と呼んでおりますが、こういった取組を行っておりまして、社会課題や地域課題の解

決を目指し、そういったものに共感いただけるよう、施策を展開しているところです。

こういったものに合わせまして、その中で区の産業の魅力を発信できるような返礼品等も増やしまして、施策の充実と併せて、本区の魅力発信に努めることとしてございます。

幾つかご紹介させていただきましたが、こういった行財政運営の項目につきましては、中長期的な視点で、毎年度、状況を確認しながら取り組むべき方向を見定めており、今後も継続して、さらなる区民サービスの向上と健全な財政運営が図れるよう、点検シートを作成し、進めているところでございます。

説明は、以上でございます。

**○社会長** それでは、皆さんのほうから、ご質問、ご意見をお願いします。

因幡委員、お願いします。

**○因幡委員** 因幡でございます。ちょうど今ご説明いただきました行財政運営点検シートの22ページの「適正な業務執行」というところで、内部統制制度の運用というところで一つお伺いしたいことがございまして、総務省のガイドラインを踏まえつつ、区の現状に即した内部統制制度を適切に運用して、組織的かつ効果的に内部統制に取り組むことで適正な業務執行の確保を図っていくという、そういったことを書いていただいています。それでここに出てくる内部統制の評価報告書のほうを過去3年分見てみたのですね。そうしましたら、毎年、財務に関する事務リスクが180件前後生じていて、あと、個人情報に関する事務のリスクも80件から90件程度、毎年、起こっているのですね。

それが令和5年度の子ども医療証の例の有効期限のおかしな印字ということで、それで何か大きな形で出てきてしまったように感じてしまったのですね。

それで、一応、毎年、それぞれの不備について、表の形で個別に改善事項としてこうやりますよということで細かく書いていただいているのですが、それにもかかわらず、財務事務リスクと個人情報事務リスクが、一定数、変わらずに発生しているというのは、これはどういうことが原因というふうに考えておられるのかと。あと、ここでPDCAサイクルによる内部統制制度の見直しということも書いていますけども、この辺で抜本的に何か見直しを考えておられるものがあるかどうかを伺いたしたいと思います。

**○横山企画課長** 企画課の横山のほうでご回答させていただきます。

こちらの事務につきましては、総務課のほうで現在対応しているものにはなりますが、全体的なお話として、私のほうで回答させていただきます。

ご指摘のように、内部統制の私どもの取組をしっかりと進めていくのは、当然、そういったミス等は起こらないようにということで、目的を持って進めているところではございますが、今、お話がありましたように、大小含めて様々なミス等々が発生してございます。

正直、その原因究明はなかなか難しいところがございます、未然に防ぐということで、今回の取組をしっかりと庁内でも進めているところですが、細かい話をしてしまうと、本当にうっか

りしたミスであるとか、ささいなものの積み重ねがこういった大きな形となっている、あるいは件数として出てきている状況はご指摘のとおりです。

こういった取組を進めることによって件数が減るように、あるいは大きなことが起こらないようにというふうには行っているのですけれども、実際に、今、感じているところでお話しさせていただきますと、非常に業務が多岐にわたって増えてきており、職員の負担が一定数あるといったようなところが、まず一つの原因かなとは思ってございます。

特にチェック体制の不備等によって、本来、二人の目で見ているのであれば防げたものも、そのままずっと通過してしまったといったような事例がございますので、そういった部分においては、体制を、人数を拡充して、チェック体制をという回答をさせていただいていることが多くあるのですけれども、果たしてそれが現場で人数をしっかりと割けているのかといったような課題であるとか、あと、昨今、よくあるのがスピード感を持って対応しなければならないという状況がございまして、そういった中で、その作業工程の中で、どうしても期間を短縮するあまり、チェックのところ少し抜けてしまったことによる原因というものもあるというふうには聞いてございます。

そういった意味では、余裕を持った対応ということでは、抜本的な解決は今のところかなり厳しいなというふうには考えてございます。人数の問題であれば、職員の数を拡充するとかということも一つ考えられるのですけれども、それで解決するものばかりではないです。

実際にその人数を投入すること自体が非常に難しいところがございまして、そういった意味では、別のページでお話をしましたが、職員の適正な業務環境を整えるといったようなことも併せて今進めておりまして、シビックセンターもかなり手狭にはなってきているのですけれども、まずはそのオフィスの環境整備をして、職員がしっかりと余裕を持って仕事が進められるような体制整備といったようなところも一つの解決策かなというふうには考えてございます。

**○因幡委員** 分かりました。日々、何万通というふうなものを外部にお出しになっている中で、当然、起こり得るヒューマンエラーということは重々理解してはいます。それで、ある程度、所与のものとして受け止めなければならないのかなという気持ちはあるのですが、ここの中で抜本的な形で何かを見直すということも特段触れてはいらっしゃらなくて、何か、今後に向けて、今、がらっとやり方を変えるようなという動きがあるのかなというのを、個人的興味で伺ったまででございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

**○社会長** 吉正委員、お願いします。

**○吉正委員** 吉正です。今の質問にそのまま追加で、資料第6号でいう、本当に23ページの組織体制のところの部分でお伺いしたいなと思っております。

今、まさに職員を増やしていかないと厳しいというのは、私としても本当に、今、出てきている意見も含めて、ニーズが多様化して、いろんなことに対応していかなくちゃいけないところの複雑さがどんどん上がっているといったところで。人が足りないというのは抜本的に解決しなくちゃいけないところと、こちらの資料のところでは、とはいえ職員数は増加傾向ですよという

ふうなポジティブな印象で記載されているところとの、聞いているとギャップを感じているところとです。

なので、質問としては、今、本当に文京区として、今のこの、特にこの辺の福祉部とか、保健衛生部とかは、まさに今からすごく大変になる領域に対して、どのぐらい本当は人が必要だと思っているところに対して、現状はどのぐらい届いてないなというふうに感じられているのかというところ、そのギャップを人で埋めなきゃいけない、環境がいるのも重々承知の上で、どういうふうに本当に採用していくのかみたいところで、どういうふうに今、進められているのかというところを、ぜひ伺いたいなと思っています。

**○横山企画課長** 企画課長の横山です。ご指摘のように、職員体制というところでは、先ほども申しあげましたけれども、様々な仕事も、本当に1行目に「多様化」というふうに簡単に一言で書いているのですけれども、この多様化、複雑化というのが実際に非常に大きなウエートを占めておりまして、本当に一つの仕事を進めるに当たっても、様々なことを考えねばならない、あるいは様々な状況の方についての対応をしなければならないということで、今ちょうどこちらの現場にも来ておりますが、福祉部、保健衛生部をはじめ、本当に現場のところでの対応というのは、様々な対応を職員が行っているような状況でございます。

そういったところをいかに職員の適正な数なり、仕事内容で応じていくかというのが、これまでもそうですし、今後の課題というふうにも考えてございます。

ご質問にあったように、どれぐらいの人数が適正かというのは非常に難しいところになりますので、今ちょうど来年度の体制整備に向けても、各課と、人数であったりとか、仕事内容について精査をしているところにはなりますけれども、一方で、「行政ニーズ」と書いてございますが、やらなければならない仕事は、一定、高止まりしている、あるいは増えているといった状況がございます。

話はそれてしまうのですが、今後、将来に向けて懸念されるのが、これは、文京区の場合は、今、人口が増加していて、まだまだニーズも増えているといったようなところで右肩上がりの職員数も示させていただいているところになります。どこかのタイミングで、それこそ地方ではもう既に始まっているところがあるかと思っておりますけれども、人数が、いわゆる住民の方も減ってくる、そして住民サービスとしても一定の規模以降は右肩下がりの部分もきっとあるんじゃないかなというふうに考えてございますので、そういった職員の数も含めた行政サービスと自治体の規模といいますか、そういったものの適正性についてはしっかりと見詰めながら、現在の文京区の中では、今後ますます多様化するニーズにどう対応するかというのは、明快な答えにはならないのですが、取り組んでいかなければならない一番大きな内容かなと思ってございます。

そういった意味で、現在は職員課を中心に、採用活動も行っておりますが、結構、就職市場も、かなり売手市場になっておりまして、公務員を志望される方の人数も減ってきているというような事情もございますので、そういったところをどう確保していくのか、あるいは現在いる職員の

質をしっかりと高めて、能力がフルに、先ほどのお話にも通じるのですけども、執務環境も改善することによって、さらに能力が発揮できる環境を整えていく、そういったような多方面から対応していく必要があるかなというふうに考えてございます。

**○吉正委員** ありがとうございます。採用が難しいというのはまさに感じているところと、やはりそこに何か抜本的にやらないと、いろいろ考えても、結局、職員の方も大事な文京区民の方だったりとか、大きな意味では国民だったりとかするところなので、そこに手当をちゃんとできるところに何か予算がつくといいなというところと、あと、今、話を聞きながら、動脈の施策を考えるのは簡単なのですけど、静脈、要は減っていくといったところでの、戻りの施策を考えるのも難しいなというのは、今のお話を聞いても思ったので、そういうところも含めたときに、静脈でもちゃんと人をかけるところはかけるみたいなところを、どうしても税金があるので、予算なので、定員から考えがちなところを、そこを何かドラスチックに少し考えていただくような予算配分というのものもあるのかなというふうに感じた次第です。

最後は意見だけです。

**○横山企画課長** 静脈とおっしゃっていただいた、私どもも様々な事業をやっていく中で、当然、広がっていく一方ではなくて、縮小なり、選択と集中でセグメントしていくというような部分もあるかなというふうには考えてございますが、ご指摘のとおり、一度始めるとなかなかニーズがゼロにならない限りは止められないみたいなのところもございますが、果たしてニーズがゼロが判断基準なのかどうかというのも、今後の、多分、課題となってまいりまして、そういったところでしっかりと選定もしながら、ただ、説明もすることによってご理解をいただきながら進めていく必要があるかなというふうに考えてございます。ありがとうございます。

**○社会長** その他はいかがでしょうか。

石樵委員、お願いします。

**○石樵委員** 社会福祉協議会の石樵でございます。主要課題27のがん対策の推進についてお伺いしたいと思います。

90ページの上段のところに、計画期間の方向性の中で、地域生活に向けた支援の推進について示されておりますが、つい最近、社協も支援しております地域の多機能な居場所において、がん患者の方のピア活動の促進に向けた交流会が開かれました。これについて、私たちも協力させていただいたのですけれども、当事者の方はもちろんですが、周囲の方から大変好評の声をいただいております。

がん患者さんですとか、ご家族への直接的な支援というのは、当然、有意義だと思うのですが、区ががん患者さんの地域での生活を見据えて、このような支援をしているということが、関係者や地域住民の方にも、非常に区の温かい、安心して暮らせる文京区の地域づくりを実感するような催しだったと考えています。

今後このような取組をぜひ拡充して、充実させていただきたいと考えているのですけれども、

今後の方向性等がありましたら教えてください。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**田口健康推進課長** 健康推進課長の田口と申します。今、石樵委員からお問合せがありました地域でのがん患者支援ということなのですが、令和5年3月に、国が第4期がん対策推進基本計画というのを策定いたしました。その中で、がんの予防、がんの治療、がんとの共生という項目でうたっております。

それで、私どものほうでも、やはりがん患者の方が地域に戻ってきて生活する上で、何が必要かというところで、いろいろと検討してまいりました。

それで、まず今、行っている中で、例えばがん治療、抗がん剤治療とかで髪の毛が抜けてしまった方が医療用のかつら、ウィッグを購入する、そのための費用を助成する。そうしたことによって、アピアランス、外見が変わってしまった方たちが、通常の姿、形で生活できるようにということで、そういったところからまず力を入れました。

その次に、意外とがん患者の方を相談、支援をしている区内の施設とか資源というのは大学病院とか、公立病院に結構あるのですが、なかなかそういったところを皆さんが知らないというところで、がん患者の方たちが地域に戻ったときに、相談、支援で訪れることができる、そういった場所を記したマップを作ったりとか、そうした活動の中で、やはりがん患者さん同士の交流会というか、そういったものも必要じゃないかということで、今回、今年から試験的に始めてみたところです。

それで、今回は乳がん患者の方についてお声かけをしまして、10人程度集まっていただきました。年代も様々な年代の方に集まっていたのですが、やはり、そういったみんなで同じ病気を患った方で集まって何かを一緒にするというので、初対面にもかかわらず、やはりいろいろ話せて気持ちが安らいたとか、また、今後も続けてほしいというような、そういった意見がありました。

今回、社会福祉協議会とかに協力をいただきながら始めたわけですが、今後もやはり地域展開、今回は本郷でやったのですが、ほかの地域でも同じようなことができたらいいなということで、来年度以降も続けていきたいと考えております。

○**石樵委員** 石樵でございます。ありがとうございました。

今後も、ぜひ社協も協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

柴崎委員、お願いします。

○**柴崎委員** 民生委員の柴崎です。基本的に分からないので教えていただきたいのですが、87ページの105のところの特定保健指導実施率がすごく低いのですが、これはたしか健診を受けるときに「特定保健指導をお受けになりますか」という質問がついていたと思うのですね。それ

がついている方の受診実施率なのか、この実施率はどの部分の実施率なのか、その辺が分からなかったもので、教えていただけますか。

○**社会長** 事務局、お願いします。

○**田口健康推進課長** 健康推進課長の田口です。そうですね、特定保健指導は、健診を受けるときに「特定保健指導を受けてもいいですか」という項目欄があるんです。そこに「いいですよ」という印をつけていただいた方に対してアプローチいたしまして、それで、こちらで委託している事業者のほうから連絡を取ってやっているという状況です。

こちらですが、やはりなかなか印をつけてくださる方が多くないというのがありますし、あとは、最後までやはり続かないという方が結構いらっしゃいますので、なかなか伸びないというような状況でございます。

今までは対面式でやっていたところなのですが、コロナを契機に、オンラインでも一部できるようになったのです。そうしたことが、若干、また受診率の伸びにつながってきていますので、今後は、対面式、オンライン、そういったのを組み合わせながら、なるべく最後まで続けられるようにということで取り組んでいきたいと考えております。

○**柴崎委員** せっかくこうやって健診を受けたのに指導を受けないのは、とてももったいない気がするので、よろしく願いいたします。

○**社会長** それでは、その他。

高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** 健康づくりとか、がんの検診とかの問題で、区民に分かりやすい情報の発信をお願いしたいということなのですね。

私の所属する文京区の聴覚障害者協会の会員は聾の高齢者の方が多いのです。以前、文京区から通知があったけども、説明してほしいと言われて、見たらば、ジェネリックの薬の利用をしてくださいということだったのですね。そのジェネリックという意味が分からないということだったのですね。

なので、あとコロナのときにもたくさんの通知が届くのですが、自分がいつ、どこで受ければいいのかというのが分かりにくい。コロナ対策も何をしたらいいか分からないということで、これは障害福祉課にお願いして、分かりやすい文章を図解したものを作ってもらって、聴覚障害者の手帳を持っている人に送ってもらったりしたのです。

手話言語条例もできたので、手話が音声言語と同じ、対等なものだという認識で、基本的な情報、お知らせについては、手話でお知らせする、あるいはルビのついた文字でお知らせするか、ぜひ工夫をしてほしいと思うのですね。

ホームページには、画面に制約があるということですが、QRコードを押すと、手話で説明した画面が出るとか、そういったことが、条例がもう施行されているわけですから、最低でも1年に幾つかずつはそういうコンテンツを増やして行って、安心して区民としての生活が送れるよう

にご配慮をお願いしたいということです。それは知的障害者ですとか、視覚障害者ですとか、ご高齢で目がかすんでしまったという、文字を大きくして見られるようにとか、そういったことをぜひご配慮をお願いしたいと思います。

○**社会長** 事務局、いかがでしょうか。

○**矢内保健衛生部長** 保健衛生部長の矢内でございます。コロナのワクチンの接種券の内容であったり、ジェネリック医薬品を使ってくださいといったご説明について、分かりにくい部分があったということで、非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

私ども、どういう形で分かりやすい情報が伝えられるかということについては、これから十分検討して、区の中での連携を取りながら進めていきたいと思っております。

ご提示のあったいろいろな取組については、どういう形があるのかということを実際に見ながら考えていきたいと思っておりますので、今後の検討課題として受け止めさせていただきます。ありがとうございました。

○**社会長** それでは、武長委員、お願いします。

○**武長委員** 公募委員の武長です。前の基本構想の前期のときも、360度評価はどうかというのを行財政運営点検シートのところの、20ページのところでお話させていただいたら、前は、今のところ導入の予定ありませんと。

ただ、適切な評価方法については、これからも検討していきますというような回答を、多分、得ていたと思うのですが、時間があれから年単位でたちまして、結構、自治体でも360度評価を導入するところが増えてきた、ないし検討に入ったというのをニュースでよく見かけるようになってきて。それで、特に管理職の360度評価の導入みたいなことがよく言われる、耳に入るようになってきて。まさにこの20ページの組織の活性化、事務の合理化という意味で、透明性を確保して多角的に評価を受ける360度評価という人事評価方法について、文京区は、その後、導入の予定はありませんかというのを、ここは基本構想案なので、管理職しかいない中で言う微妙な空気になるのは、分かりつつ発言させていただいています。

○**横山企画課長** ありがとうございます。以前もいただいたご指摘で。

○**高岡委員** ゆっくり話してもらいたいね。

○**横山企画課長** 失礼しました。はい。改めてお答えさせていただきます。

前回もご指摘をいただいたところになりますけれども、結論から申し上げますと、状況として、まだ導入の状況には至っていないというところでございます。

ただ、これは対応としては職員課のほうで確認をしておりますけれども、話題としては、当然、お話があったように、他自治体なり、企業でも導入しているところについては確認をさせていただきますので、そういったメリット、デメリットと申しますか、様々な状況について分析はしているというふうには聞いてございますので、そういった意味で、今後、どのように評価と申しますか、職員間のコミュニケーションの一つとして取り上げていけるかについては、引き続き、検討とい

うと、いつもの答えにはなってしまうのですけども、そういった状況に今、あるというふう聞いてございます。

○武長委員 ありがとうございます。次の基本構想のときとかに進展があるのを楽しみにしています。

○社会長 その他、いかがでしょうか。

因幡委員、お願いします。

○因幡委員 因幡でございます。93ページの28番目ですね。新興・再興感染症対策の推進に関しまして伺いたいことがあります。訓練内容のお話なのですが、コロナが起きる前の段階だと、エボラ出血熱とか、そういった割合、かなりヘビーな感染症が二、三人患者が発生したという想定で、それで市中で発生した患者を病院までいかに搬送して、防護服をうまく着て、院内感染しないように感染症病床までセットするという、そういった割とニッチな感じでやっていたのですけども、今後、パンデミックの発生と大量の患者への対応を想定したものであるということで訓練をやるような、何かご検討をされているのかどうかということをお伺いしたかったのですね。

それで、前に関わったことがあって、そういった大量発生を想定した訓練というのはやりようがないので、机上でシミュレーションしたものは幾つかあったのですが、実働でやっているところはまずなかったのですね。

それで、ただ、今回のコロナ禍の混乱ぶりを踏まえると、今後の訓練の在り方として、例えば保健所の積極的疫学調査のあれも限界を迎えてしまったというシーンもありましたし、あとPCR検査需要がかなり高まってしまって、一部で混乱があったりとか、発熱外来の受入れの限界とか、あとはホテルとか病院とかの能力の限界というものもいろいろと騒がれていった中で、ある程度、限界が見えてしまったのが実情としてあったのですが。そういったものを一から想定して一回動いてみることで、課題のあぶり出しというものを一度きちんとやって、見直してみる必要があるのかなというふうに個人的に感じているのですが、そういったご検討をしておられるのかどうかという点です。よろしくをお願いします。

○矢内保健衛生部長 保健衛生部長からお答えいたします。まず、感染症発生に対応した訓練ですけれども、文京区の場合には、東京都の感染症指定医療機関でございます都立駒込病院をはじめとして、四つの大学病院がございます。

毎年、都立駒込病院とは、新型インフルエンザ、あるいはウイルス性出血熱等の発生を想定した訓練を様々なバリエーションで現在も実施しているところです。

保健所は、基本的な感染症対応訓練として、個人防護服、PPEの着脱訓練であったり、マスクのフィッティングテストであったり、そういった基本的な訓練は、毎月、繰り返し実施しております。

ご指摘のございました、感染症が大量に発生した場合の訓練については、これは区だけでは実施できませんので、東京都が、今後、感染症指定医療機関と連携した訓練の中で想定の一つとし

て考えられるものというふうに考えております。

そういった訓練がございましたら、区としても参加して、大量発生したときの対応ということでトレーニングを重ねていきたいとは思いますが、実際にコロナにおいては、積極的疫学調査がもう限界である、あるいは、これ以上実施しても感染拡大には役立たないというところでのめどがなかなか国においても判断が示されなかったということで、保健所としても非常に対応に苦慮したところでございます。

今後、感染症の計画が、国においても、東京都においても、区においても策定され、今後、新型インフルエンザ等の行動計画についても、国は既に新しいものを策定して、都でも策定に準備を進めているところです。そういった中で問題点を、私どもとしてもご指摘のあったような内容を確認しながら作業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**因幡委員** ぜひ、よろしくお願いします。

もう1点、よろしいですか。

○**社会長** はい、どうぞ。

○**因幡委員** あと、インバウンド対策という面で一つ伺いたかったのですが、海外からの旅行者で、エボラ出血熱のときのケースなのですが、空港で健康監視の対象となった人が、その後、検疫官への報告を全くしないで、国内旅行で好き勝手に移動したというケースがあったのですね。

ただ、罰則が適用されることもなく出ていってしまったというのがあって、結局、陰性ではあったのですが。

ただ、診断が確定する前の状態、すなわち感染リスクが明確でない状態で罰則を下すというのはなかなか困難であると思うのですが、そういった大量に入ってくるような今状況にあって、もし何かウイルスに感染したような形で入ってきて、検疫所でグリップしたという人がいたとして、それで、何かそういった人たちの動きというものを、身近な区のほうで何か制限といいますかね、グリップする手だてはないのかなと。

なかなか国のほうで取組というのが見えていないのかなという気もしましたので、身近なところで、そういった外国人の方々の動きというものをどういった危機意識で捉えておられて、どういった形で将来的に対策を打っていかうというふうに考えておられるのか、そこを伺いたかったです。

○**矢内保健衛生部長** 様々な検疫感染症については、検疫で健康観察の対象になる、そういった発生地域からの帰国者であった場合には、健康観察者として地域の保健所に連絡が参ります。

保健所として、そういった対象者に関しては、健康観察を実施して、もしも症状があった場合には直ちに保健所に連絡を取ってほしいということで、毎日、連絡を取るという、そういう仕組みにはなっております。

ただ、おっしゃるように、検疫所もスルーしてしまって、例えば簡単な話ですけど、麻疹等で、

麻疹の発生地域から帰国して、有症状であったのに、そのまま検疫をスルーしてしまって、国内で移動したというようなケースがあった場合には、非常に対応が難しくなってくるのは事実でございますけれども、麻疹等については、発生した場合については、ご本人の行動確認をして、その調査に基づいた注意喚起を実施するという事で保健所が対応しております。

様々な感染症の発生に備えて対策を取っているところではございますけれども、今後、インバウンドが増加する中で、様々な感染症が発生するおそれがございます。

検疫所である国、あるいは東京都とも連携しながら対応を進めていくとともに、そういった感染症への対応力を向上させるべく、日々、様々な研修であったり、実際の訓練であったり、シミュレーションを実施しているという、そういうことでご理解をいただければと思います。

○**因幡委員** そういったご方針であることが何か計画の中に一言あってもいいような気がしましたので、ご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○**社会長** どうですか。何か、書けそうですか。

○**矢内保健衛生部長** そうですね。新型インフルエンザ等行動計画を、今後、改定する作業に入りますので、その中でそういった様々なシチュエーションに向けて訓練を重ねる、あるいは想定される様々な課題について記載するといったことについては、今後、検討していきたいと考えております。

○**因幡委員** 承知いたしました。

○**社会長** その他、いかがでしょうか。

白土委員のほうから、何かありますか。

○**白土委員** 何もないです。

○**社会長** その他で。

それでは、高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** 前の課題に戻ってもいいですかね。

○**社会長** いいですよ。一通り、意見を聞きましたから。はい。

○**高岡委員** 文京区の障害福祉計画というのがありまして、そこで様々な障害者に対するサービスが提供されていて、目標数とか、件数とか、いろんなものが設定されているのですが、主に自立支援サービスとあって、施設で行われる事業がほとんどなのですね。

一方、聴覚障害者、あるいは施設に入所していない、精神、知的障害者の皆さんは、自宅にいるとか、地域に散在しているわけです。そういった方々への支援をどうするのかという計画とか、戦略とかが見えないのです。

障害福祉課の計画の中には、手話講習会の開催数とか、手話通訳の派遣数とか、そんなのはあるのですが、手話通訳者になった方々は、依頼があれば必要なところへ派遣されて通訳するのですが、ふだん暮らしているところで、手話通訳になった方が、地域の住民として、聞こえない人と接するとか、あるいはつなぎ手になってもらうというようなことは見えない、計画に出て

こないのです。

前回の話し合いのときにも、「ハートフルネットワーク」とか、「重層的な支援」とかという言葉が飛び交うのですが、そういう施設に入っていない多くの障害を持った人をどう地域で抱え込むのか。

養成された通訳者、あるいは支援員とか、そういった方々をどう生かすのかというところが、まだ弱いように思うのです。これは高齢者の支援も同じだと思うのです。

民生委員の方にそれをやってもらうのだというのは荷が重過ぎるし、足りないと思うので、そこを障害者の支援といったときに、もうちょっと幅広にそういう方々を抱き込むような何かが必要だと思っているのです。

なので、聴覚障害者に対する支援をどうするかというのは大きな課題です。それは災害が起きたときに、誰がその人のところへ行くのか、声をかけるのかということも定かでないですね。

私も避難行動要支援者で、個別避難計画というのを出しているのです。これは「私は聞こえません」「人工内耳を使っています」「ドアのベルを押しても聞こえません」とか、いろいろ書いてあるのですが、地域の方が、では、私とどうやってコミュニケーションするのか、私は誰に助けを求めたらいいのかということは民生委員の方と相談することになっている、法律上も。

でも、それは、もう何年も出していますが、まだないですね。

私も考えを変えまして、いや、待っていては駄目だと、自分から民生委員の方、協会の方のところへ行って、この避難計画をもうちょっと相談したいのですがという、自ら行かないと、待っていては問題解決しないなというふうに、最近、思い始めました。

近所に民生委員の方がいらして、お名前も存じ上げているのですが、何か地域とのつながりをどうするのかというのが大きな課題のように思いました。

以上です。

**○社会長** なかなか本質的に回答はそう簡単にいく回答じゃないですけど、では、事務局のほうで。

まず、関連して、まず柴崎委員からいただいてから事務局にします。

**○柴崎委員** 民生委員の柴崎です。要支援者名簿は民生委員と町会が持っておりますが、私たちは、高岡さんがどういうふうに登録されているのかは分かりませんが、障害者の方は、ご本人が情報提供してもいいという方の分だけしか民生委員の手元には来ません。

民生委員の手元に来た方に関しては、今、民生委員には、必ず一度はお目にかかって、状況を把握しておくようにという方向で進めてはおります。

ただ、登録されている障害をお持ちの方で、民生委員のほうに情報が出てくる方が20%ぐらいしかいらっやらないということで、全員を把握しているわけではございません。

ただ、なるべく本当に地元の民生委員が、情報公開されている方のところにはお伺いするようにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○**社会長** では、事務局。

○**永尾障害福祉課長** 障害福祉課の永尾です。障害者・児計画のいわゆる位置づけというところになりますが、こちらは、国の指針に基づいて、障害者総合支援法、あるいは児童福祉法のサービスの事業量の見込みを定めるというようところが位置づけになっております。

ただ、先ほど高岡委員のほうからお話のありました、そうしたサービス以外の部分については、どういうふうに計画に盛り込んでいくかというところにつきましては、いわゆる地域福祉推進協議会の障害者部会等でご議論いただいた中で、どういうふうに計画に盛り込んでいくかというところは検討していきたいと考えております。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長の鈴木です。

避難行動要支援者のほうは防災課のほうで取り組んでおりますので、ざっくりとしたことしか言えないのですが、先ほど民生委員の方からもお話がありましたように、二つのパターンがあって、まずは避難行動に要配慮の方の名簿は区のほうでは持っているのですが、その中から避難行動要支援の計画をつくりたいという人が登録してもらうのは2段階になっているのですね。

やはり個人情報が入っていますので、その中で了解を得た人しか地域の方にお渡しできないという作り込みになっています。

あと、やはりどのような形でということ、やはりどうしても区の職員が皆様のところに、災害発生時に一人一人行くというのはあまりにも現実的ではないので、おっしゃっていただいたように、自分はどうしたらいいのだろうということ、やはり地域の方とお話し合いをすることで、では、こういう行動はいいのだろうか、私は大丈夫だから、被害がなければ在宅避難をやりますよとか、そういう話し合いになるきっかけになっていってくれるのが一番いいのかなとは思っております。

ただ、防災課のほうも、やはりその中でもすぐに支援が必要で、駆けつけなきゃいけない人が誰なのか、もしくは、直接、すぐ施設に、福祉避難所とかに行ったほうがいい人がいるのであれば、やはりトリアージという形で、優先順位を考えながら進めていくというのが、今、手探りながら進めているところになります。

ざっくりしたことしかお伝えできなくて申し訳ないのですが、今はそんな形で、遅くてすみません、一歩ずつ進めているところです。

○**社会長** お願いします。

○**高岡委員** 個人情報の開示にはチェックを入れたと思うのですが、その辺、個々の理解が、そのチェックの意味が分からないで、チェックをつけていない、そのままという方も含めて、チェックがないけど要支援には変わらないわけで、その辺は、地域のつながりの中で見つけるというか、見守るという、そういう雰囲気が必要なのではないでしょうか。

でも、私はマンションに住んでいますけども、1階のフロアの方は、僕は1階なのですが、同

じフロアの方に、入居したときにご挨拶に行ったのですが、中にいらっしゃる、電気メーターが回っているけども、誰も出てこなかったのですね。

出入りするときも、「おはようございます」とか、「こんばんは」とか、挨拶するのですが、挨拶がないという方が多くて、そうした中で、どうやってつながりをつくるか、私が聞こえないので、ここに住んでいますということはどうやって伝えるかということとか。私はマンションで町会に入っていないですけど、町会に入っていないと、そういう情報とか、支援が受けにくいですかね。払って入ったほうがいいのですかね。どうですかね。

○**社会長** では、事務局。

○**鈴木福祉部長** 福祉部長から、直接、お答えしにくいところではあるのですがけれども、福祉部としては、おっしゃっていただいたように、地域共生社会というところを目指しています。どうしても文京区は都心区なので、特にマンション住まいだと、なかなか難しい側面はあろうかと思っています。

防災については、やはり防災課のほうから町会のほうにお願いして、避難所の設営とか、かなり町会と連携しながら進んでいるところが多いので、防災情報はやはり町会のほうはたくさん持っているかなという印象は私もあります。

昔ながらのお付き合いや、本当にお住まいの近くでの付き合いなのか。それとも今も活動されているので、そういう活動の範囲のお付き合いなのか。とにかくいろんな形で接点があって、緩やかにつながっていく。

都会の中では、どうしても干渉されたくないという人も多いのが都心部の特徴でもあると思いますので、都心区である文京区が、どうやったら緩やかにつながっていけるのだろうというのは、福祉部として大きな課題と受け止めているところですので、このような機会でも、またご意見を伺って、意見を交わすということが一つ一つ積み重なっていくのかなと思っています。

○**高岡委員** この間、根津神社の例祭があって、私の住んでいる町会もみこしが出たのですね。

みこしを三日、四日前から準備して、男衆の人たちが、「えっ、こんなにみんな集まるんだ」と思うぐらい、そのときはすごくたくさんの人が集まって、おみこしを担いだり、お酒を飲んだりして、わあわあやっとなるのですが、聞こえない私としては、そういうところで話をしようと思うと、手話通訳の方をお願いして来てもらわなくちゃならないので、すぐその場でというのが難しいのですね。

積極的に声をかけたり、手話通訳がいなくてもコミュニケーションできる方法とか、何とか、頑張りたいと思います。

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、ほぼ時間になりましたので、以上で。

事務局、部長、課長、お願いします。

○**永尾障害福祉課長** 失礼いたします。障害福祉課長の永尾でございます。

1点、先ほど主要課題の23の部分で、武長委員からご質問いただいた就労支援に関わるご相談で、手帳を持っていない方のご相談はどこにすればいいでしょうかというご質問をいただいたところなのですが、その中で、私のほうで根拠となる法改正が障害者総合支援法の改正ですとお伝えしたのですが、正確に申し上げますと、障害者総合支援法等を一部改正する法律に内包されている精神保健福祉法の改正というところが正しいお答えになります。

また、実際、就労支援センターでは、障害者手帳がなくても、例えば発達障害の方だったりしますと、手帳を持っていらっしやらないというケースもありますし、精神障害の方でも、精神障害者保健福祉手帳は持ってないけれども、医師の診断で精神障害というところが確認できれば、相談の対象者にさせていただいておりますので、併せて、補足でご案内をさせていただきました。

以上でございます。

○**社会長** よろしいですかね。ありがとうございます。

本年度、本部会で予定した審議は以上となりますが、皆さんについては、来年度も協議会へご参加いただくということになっています。来年度の運営を考えるに当たっても、ここで、ごく簡単にですが、皆さんに一言ずつご感想をいただいて終わりにしたいと思います。

それでは、柴崎委員のほうからいかがでしょうか。

○**柴崎委員** 皆様、ありがとうございました。

民生委員という立場なので、半分素人のようなもので、うまい質問がなかなか思い浮かばなくて、私なりに頑張りました。ありがとうございました。

○**社会長** 石樵委員、お願いします。

○**石樵委員** 社協の石樵でございます。非常に、今、福祉のほうの大テーマは地域共生社会の実現ですけれども、今回の協議会での検討を通して、非常にいろんな施策がそこに向けて動いていると実感したところです。社協としても、できることを積極的に考えていきたいと思いました。

以上でございます。

○**社会長** 武長委員、お願いします。

○**武長委員** 武長です。基本構想の会議に何度目かの参加なんですけど、いつも周りのほかの委員の質問に刺激を受けて、大変興味深く伺わせていただいています。

今年度は、全体会も、この後、来年あるということなので、また、そこでも新しい視点を得られるのではないかと楽しみにしております。引き続き、よろしくお願いします。

○**社会長** 高岡委員、お願いします。

○**高岡委員** 全体会を含めて3回参加しましたが、聞こえにくい私ですけども、普通に暮らしとる区民として、いろいろお話ができて、皆さんの意見、区の説明も聞くことができたのは非常によかったと思います。区民というか、一人の区民として参加させていただいたのがうれしかったです。どうもありがとうございました。

○**社会長** 吉正委員、お願いします。

○吉正委員 吉正です。私は今回のテーマの中では世代的にもストライクゾーンではないのですが、逆に言うと、文京区の中で40代の抱えるこのテーマへの悩みみたいなことをいろいろお話しできたかなと思っています。

さらに、そういったところで、いろいろまたご意見を言いつつも、本当に職員の方々がいろいろご検討いただいているということには感謝していますので、引き続き、一緒にいい文京区を作っていくところに貢献できたらなというふうに思っています。

○社会長 因幡委員、お願いします。

○因幡委員 因幡です。仕事柄、かなり古文書のような古い書類を読む、そういった特殊なことをやっています、今回、久しぶりに現代社会の仕組みに生で触れて非常に新鮮でございました。本当に戦時中のものとかばかり見えていますので。

それで、私、バイクが趣味で、よく郊外に向かって出て行って、それでまた帰ってくるときに、目をみはるのですね、この文京区に帰ってくると。

どういう人たちが、どういう思いでこの政治をやっているのだろうと、行政をやっているのだろうというのが、常々、すごく興味があったので、今回、本当に忌憚のないお話を伺いまして、貴重な経験になりました。また、よろしく願いいたします。

○社会長 それでは、白土委員、お願いします。

○白土委員 白土です。今日、お話を聞いて、委員の方の質問なり意見、それに対して区の回答と矛盾する点が多々ありました。自分なりに勉強したいと思います。

以上です。

○社会長 ありがとうございます。

最後に、私からも、一言。本当に、今回、精鋭メンバーで、しかし多様な経験と多様な立場で、いろんな角度の質問がありまして、時間が限られていましたので、深く全てのを深掘りして議論することはできなかったかもしれませんが、それでも、取っかかりとしていい議論をしていただけたのじゃないかというふうに思っています。

今日も話がありましたが、一頃、箱物行政、行政といえばハードといった中で、特にこの部会で議論したのはソフトの部分ですね。これをどうやって改善していくか、これに対して、どう現状を的確に示していくのかというのが一番重要な課題だということからすると、この課題は難しいなと思いつつも、こうした審議の在り方が、それぞれ一般区民として考えて、それから関係者として考えて、うまく、ある程度限られた時間の中でも生産的な方向に議論が集約できたのじゃないかなというふうに思いました。

今日の議論で私が改めて感じたのは、国もいろいろ工夫して、ソフトを充実させるために、いろんな概念と法改正をするのですね。

私は行政学の立場なので、福祉だけが専門じゃありませんけど、厚労省の人の話も、現場の話も、毎年、聞くのですが、それでも、ここの審議会に来ると、新しく、「ああ、こんな感じな

のかな」ということを認識を新たにすることがありまして、最先端でソフトのサービスを維持するというのは、それについていくのは大変、しかし、このものというのは専門家だけが分かって、理解して済む領域じゃないので、全くファンダメンタルな知識しかない人もやっていけるということにサービスを展開していかなきゃならないということからしますと、文京区のような基礎自治体の果たす役割、これは重要なのかなというふうに思いました。

今日、議論もありましたが、健康づくりに関しては、私は世界に冠たる日本の行政で、今までも業績があって、なおかつデジタル化の中で一段と飛躍できるということなので、ぜひ文京区も、この健康分野も含めて、よい成果を世界に発信できるような、楽しい区政を実現してほしいなというふうに思います。

長くなりましたが、私の最後の感想ということにさせていただきます。

それでは、次第3のその他ですね。このことにつきまして、事務局のほうに進行をお返ししますので、あと、ご連絡をお願いします。

**○横山企画課長** 短い時間ではございましたけれども、熱心なご議論を大変ありがとうございました。本協議会で審議できなかったことが多々あるかと思いますが、こちらは、前回もお話をさせていただきましたが、今回の議題、あるいはそのほかの部会のほうで取り上げているような主要課題等につきまして、もしご意見等がございましたら、前回お配りをいたしました基本構想推進区民協議会の意見記入用紙などをご利用いただきまして、11月6日水曜日までに事務局のほうまでご提出をお願いいたします。また、その用紙に限らず、メールなどによって自由な様式お送りいただいても結構でございます。

いただいたご意見につきましては、所管課に伝えさせていただくとともに、区の今後の参考にさせていただきます。また、そのいただいたご意見につきましては、本協議会の会議資料として公開もいたしますので、ご了承ください。

また、前回も申し上げましたが、今回ご参加いただきましたこの協議会の会議録につきましては、後日、皆様にご確認をさせていただきますので、郵送またはメールにてお送りさせていただきますので、ご確認のほうをお願いいたします。皆様の内容の確認ができましたら、区のホームページ等で公開してまいります。

それでは、本日使用しました資料については、お持ち帰りいただければと思います。

では、以上をもちまして、本日の区民協議会を閉会といたします。どうも今日はありがとうございました。